令和６年１２月定例会　議案第５号
１２月１１日 経済環境常任委員会資料

いずみ聖地公園　合葬式墓地の運用について

1.　合葬式墓地の概要

・合葬式墓地は承継を必要としない墓地として、１体又は２体の焼骨を個別に埋蔵する納骨室及び多数の焼骨を合わせて埋蔵する合葬室により構成される施設である。参拝は、施設正面の参拝スペースで行うものとし、納骨時及び管理上必要な場合を除き、原則として立ち入ることはできない。

・合葬式墓地は、市民の利便性や管理事務所からの距離を考慮し、下図に示す位置とする。

・合葬式墓地の収容数は、改葬希望者を含めた将来需要予測から、納骨室に 2,000 体、合葬室に 7,000 体が収容可能な施設とする。

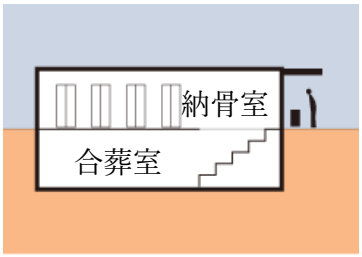

納骨室

合葬室

・納骨室の使用期間を 20 年と定め、合葬式墓地の耐用年数を 80 年と想定し、募集期間は 60 年間（20 年×3 周）とする。
60 年目に使用許可を受けた者が 20 年間納骨室を使用することで、耐用年数の 80 年目を迎えることとなる。

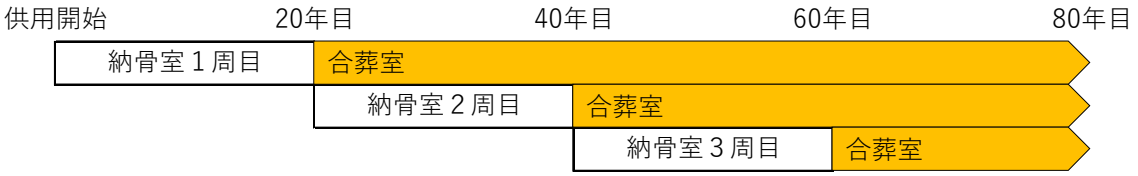

2. 埋蔵方法

(1) 通常合葬

・通常合葬は、使用許可のあった日から 20 年を経過する日まで焼骨を納骨室に埋蔵し、当該期間経過後、焼骨を合葬室に埋蔵する方法である。

・焼骨が納骨室に埋蔵されている間は、改葬等による焼骨の返還が可能である。なお、納骨室使用期間の延長は認めない。

・納骨室の使用場所は、市が指定するため使用者は選べない。

(2) 直接合葬

・直接合葬は、焼骨を納骨室に埋蔵することなく、直接合葬室に埋蔵する方法である。

・複数の焼骨を合わせて埋蔵するため、焼骨を返還することができない。

3. 使用許可の要件

●原則として、市民として 1 年以上経過した者（使用許可の特例を除く。）で次に掲げる要件等を満たすものが使用できる。

・埋蔵する焼骨について、祭祀を主宰する者であること。

・原則として、市営霊園の一般墓地（普通墓地・芝生墓地）の使用許可を受けていない者であること。現に一般墓地を使用している場合は当該墓地を返還すること。

・埋蔵できる焼骨との関係は、配偶者（内縁を含む。）、3 親等以内の血族、2 親等以内の姻族（以下「配偶者等」という。)に限る（下図参照）。ただし、墓じまい、改葬による場合は、この限りでない。

・通常合葬で使用する場合は、埋蔵する焼骨が 2 体までであること。

・生前予約の使用者は、65 歳以上の者であること（納骨室使用期間 20 年、平均寿命約 85 歳を考慮）。

●使用許可の特例（市外居住者）

① 市営霊園の一般墓地を返還して合葬式墓地へ改葬する場合（無縁墓地防止対策）

② 死亡時において市民として 1 年以上経過した者の焼骨を埋蔵する場合

※上記特例の場合、市外居住者であっても、所持する焼骨に加えて本人及びその配偶者等の使用が可能。ただし、納骨室の使用は 2 体までとする。

親族図

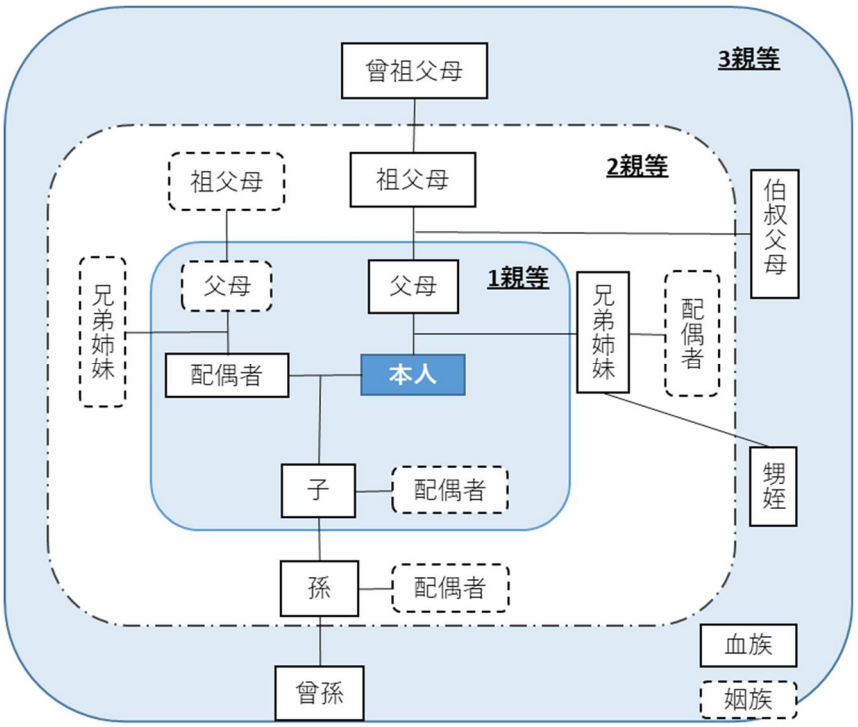

4. 使用の制限等

・使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

・納骨室及び合葬室には、納骨時及び管理上必要な場合を除き、原則として立ち入ることができない。

・納骨室に埋蔵する骨壺の大きさは 7 寸（幅及び奥行 22cm 高さ 27 ㎝）までとし、材質は陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したものとする。また、桐箱、骨覆等の外装は認めない。

・合葬室に埋蔵する焼骨は 7 寸骨壺に収容可能な量を限度に 1 体分とし、本市が指定する納骨袋に収納した状態で埋蔵する。

・遺骨を所持してお墓が無い方、自身の埋蔵先を確保したい方々に提供することを目的としているため、分骨による使用は認めない。なお、納骨室に埋蔵されている焼骨を分骨することは認める。

・生前予約による埋蔵予定者の変更は認めない。

・生前予約の使用者は、その死後において，焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

5. 募集方法・使用料

・毎年、焼骨の有無、申込体数及び合葬方法により募集枠を区分（6 区分）して公募を行う。納骨室の使用期間 20 年で収容数 2,000 体を募集するよう年間募集枠を配分するが、年度ごとの募集数は需要予測などにより柔軟に変更可能とする。

・使用料は、建設経費及び運営経費を基に通常合葬、直接合葬それぞれの金額を定め、使用許可書を交付する際に徴収する。なお、管理料は発生しない。

申込区分（募集数は暫定）

申込区分			募集数		使用料
区分 A	通常合葬	焼骨所持 1 体分	25 枠	25 体	112,000 円
区分 B		焼骨所持 2 体分 又は 生前予約 1 体分＋ 焼骨所持 1 体分	25 枠	50 体	224,000 円
区分 C		生前予約 1 体分	10 枠	10 体	112,000 円
区分 D		生前予約 2 体分	35 枠	70 体	224,000 円
区分 E	直接合葬	生前予約 1 体分	10 枠	10 体	50,000 円
区分 F		生前予約 2 体分	35 枠	70 体	100,000 円

区分 A　通常合葬　焼骨所持 1 体分

区分 B　通常合葬　焼骨所持 2 体分

通常合葬　生前予約 1 体分＋焼骨所持 1 体分 ※

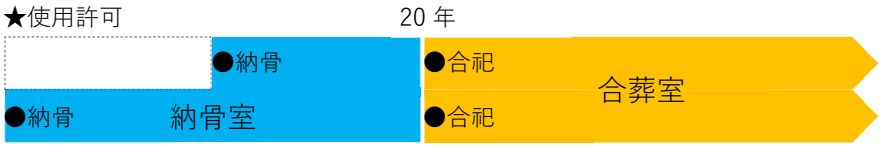

区分 C　通常合葬　生前予約 1 体分 ※

区分 D　通常合葬　生前予約 2 体分 ※

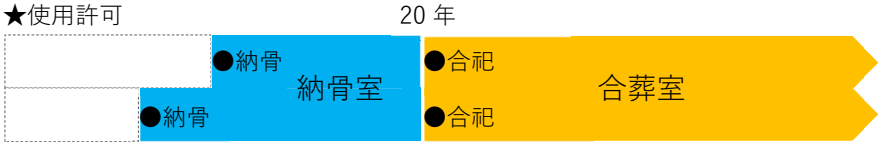

区分 E　直接合葬　生前予約 1 体分

区分 F　直接合葬　生前予約 2 体分

※通常合葬において、生前予約者が使用許可日から 20 年経過後に死亡し納骨する場合は、納骨室を使用せず直接合葬室へ埋蔵する。

・申込者数が募集数を超えた区分がある場合は抽選を行う。

・募集数に達しない場合の余剰枠は申込者が超過した区分に振り替えて増枠する。
※通常合葬（区分 A～D）と直接合葬（区分 E・F）間での余剰枠の振替えは行わない。

・生前予約 2 体分（区分 D・F）で、使用者が死亡した場合は、残りの埋蔵予定者が使用権を承継する。

・焼骨所持の直接合葬は、随時申請を受け付ける。

6. 募集スケジュール

1 申込受付期間

７月中旬～８月上旬
申込は窓口、郵送、オンラインで受理し、抽選用の受付番号を発行する。

↓

2 抽　　選

８月中旬
申込者数が募集数を超えた区分がある場合は抽選を行う。
抽選は公開で行い、立会いは任意とする。

↓

3 抽選結果通知

８月下旬
抽選結果を申込者全員に送付するとともに、当選者には申請案内書類を同封する。
抽選結果はウェブサイトにも掲載する。

↓

4 使用申請書提出

９月上旬～９月下旬まで
墓地使用許可申請書を受理し、資格審査を行う。申請受付期間を定め、期間経過後未提出の者は辞退したものとみなす。

↓

5 使用料納付書発送

９月中旬～
資格審査の結果、要件を満たす者に順次使用料納付書を送付する。

↓

6 使用許可書発送

９月下旬～
使用料納付確認後、順次使用許可書を送付する。

↓

7 使 用 開 始

１０月上旬～
納骨は予約制とし、いずみ聖地公園管理組合に連絡する。

※スケジュールは工事の進捗状況等により変更となる場合があります。